

FIGHT SCIENCE 会則

第1条（名称及び所在地）

本格闘技フィットネスジムは、 FIGHT SCIENCE（以下「本ジム」といいます。）と称し、所在地を名古屋市天白区塩釜口一丁目 634 番地 正文館ビル 1F とします。

第2条（目的）

本ジムは、格闘技を通じ、会員が本ジムの施設を構成する各種施設（以下「諸施設」といいます。）を利用し、心身の育成、健康維持、健康増進及び会員相互の親睦並びに格闘技技術の向上を図ることを目的とします。

第3条（管理運営）

本ジムは、所在地を名古屋市天白区塩釜口一丁目 634 番地 正文館ビル 1F とする株式会社ミッションフォートゥモローが管理、運営を行います。

第4条（会員制）

- 1 本ジムは会員制とします。
- 2 会員とは、本会則に同意し、本会則第6条により入会手続きが完了した方をいうものとします。
- 3 会員による本ジムの利用範囲、条件および特典については、別途定めます。

第5条（入会資格等）

- 1 本ジムの入会資格は次の各号のすべてを満たす方とします。
 - (1) 本ジムの諸施設の利用に耐えうる健康状態である方。
 - (2) 本会則に同意した方。
 - (3) 暴力団関係者でない方。
 - (4) 過去に本ジムを強制退会となったことのない方。
- 2 会員は、本ジムに対し、現在または将来にわたって、自らが次の各号に掲げる暴力団等の反社会勢力（以下「反社会勢力等」といいます。）に該当しないことを誓約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過していない者を含む）
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等、社会運動等を標榜するゴロ
 - (6) その他前各号に準ずる者
- 3 会員は、本ジムに対し、反社会的勢力等に直接又は開談を問わず、かつ名目の細何を問わず、資金提供を行ったことがないこと及び今後も行わないことを誓約するものとします。

4 会員は、本ジムに対し、直接又は間接を問わず、自己が反社会的勢力等と社会的に避難されるべき関係ないことを誓約するものとします。

5 会員は、本ジムに対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に掲げる行為を行わないことを誓約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて本ジムの名誉、信用又は業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

6 本ジムは、会員が本条の一にでも反する場合、会員資格を停止し、又は本ジムと会員との間の契約一切を解除することができるものとします。

第6条(入会手続き)

本ジムに入会しようとするときは、所定の入会申込書に記入し、提出していただきます。入会申込書を本ジムが受領し入会を承諾した時点で、申込者と本ジムとの間の契約が成立するものとします。併せて所定の入会金をお支払いいただきます。

第7条（届出内容変更手続き）

1 会員は、入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やかに変更手続きを行うものとします。

2 本ジムより会員宛てに通知を発する場合は、会員から届出のあった最新の連絡先に行い、通知の発送をもって通知の効力が発生するものとします。

第8条(個人情報保護)

1 本ジムは、本ジムの保有する会員の個人情報を、本ジムが別途定める個人情報保護方針に従って管理します。

2 本ジムは、会員が本ジムに提供した情報が不正確であることによって会員又は第三者に生じた損害について、一切責任を負いません。

3 本ジムと契約関係にあるプロ選手およびインストラクターに対し、本ジムの事前の書面による承諾なく、私的な連絡先の交換その他これに類する行為を行うことを禁止します。

なお、前項に違反して取得または交換された情報に起因して生じた一切の損害について、当ジムは何らの責任を負わないものとします。

第9条（肖像権）

本ジムは、本ジムの諸施設内における会員の練習又は運動風景を撮影し、SNS 等に公開することがあります。会員は、本ジムに対する事前の書面による特別の意思表示がない限り、本ジムへの入会をもって、自己が特定される状態で写真又は動画を SNS 等に公開されることについて、あらかじめ承諾するものとします。ただし、当該会員が事後的に削除を求めた場合は、当該会員が特定される部分について削除するものとします。

第10条（会費）

- 1 入会金、会費及び料金等(以下「諸費用等」といいます。)の金額、支払時期及び支払方法は、本ジムが別途これを定めます。
- 2 本ジムは、本ジムの運営上必要と判断した場合又は経済情勢の変動に応じて、諸費用等の金額を変更することができるものとします。
- 3 会費は年会費を12分割し、1か月毎に前納とします。
- 4 会員は、実際の施設利用の有無に関わらず、自らが所属する会員種別において必要となる諸費用等を支払うものとします。
- 5 会費が変更された場合、支払時点で規定されている会費全額をお支払いいただきます。
- 6 いったん納入いただいた諸費用等は、いかなる場合であっても返還しません。

第11条（利用開始日）

会員が本ジムの利用を開始することができるのは、第6条規定の入会手続きを行った後、入会手続き時に定めた利用開始日（以下「利用開始日」といいます。）が到来したときとします。

第12条（会員資格の相続・譲渡）

本ジムの会員資格は、会員の死亡により終了し、第三者に譲渡又は貸与することはできません。

第13条（諸規則の遵守）

- 1 会員は、本ジムの諸施設の利用にあたり、本会則及び以下に定める規則その他本ジムが定める利用規則を遵守し、本ジムのインストラクターの指示に従うものとします。
 - (1) バスター（叩きつけ）、捨て身の関節技、頭部又は頸部から落とす投げ技、グランドパンチ、壁に叩きつける行為等、他の会員の生命身体に危険を及ぼす可能性のある行為の禁止
 - (2) 打撃のスパーリングはインストラクター及びプロ選手の指導のもと行うこと
 - (3) スパーリングの前後には相手と握手し挨拶すること。他の会員を怒鳴る、暴言を発する、挨拶をしない等、マナーに反する行為の禁止
 - (4) 関節技は「ゆっくり極める 早めにタップ」を心がけ、相手方に怪我を負わせないようにすること
 - (5) その他施設が定めるルールに従って利用すること
- 2 本会則に定めのないもので本ジムの管理運営上必要な事項について、本ジムは、諸規則、注意事項、案内等を定めることができるものとし、会員はそれらを遵守し、本ジムの施設内においては本ジムのインストラクターの指示に従うものとします。

第14条（禁止事項）

会員は、本ジム内及び本ジム近隣地域で次に掲げる行為を行ってはなりません。

- (1) 本ジム、本ジムスタッフ、他の会員その他第三者を誹謗中傷すること
- (2) 第三者を殴打したり拘束する等の暴力行為
- (3) 器物損壊行為等、第三者が恐怖を感じる危険な行為

- (4) 本ジムの器具及び備品の持ち出し
- (5) 正当な理由のない面談申込み、 電話その他本ジム及び本ジムスタッフに対する迷惑行為
- (6) 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く行為その他法令や公序良俗に反する行為
- (7) 刃物等危険物の持込み
- (8) 物品販売、営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動その他本ジム内の秩序を乱す行為
- (9) 高額な金銭や貴重品の本ジムへの持込み
- (10) その他本ジムが会員としてふさわしくないと認める行為

第15条（免責）

- 1 本ジムの利用に際しては、 会員の自己責任を原則とし、 所持品の盗難、紛失又は毀損、人的事故等（会員同士のトラブルを含む。）により会員に損害が生じた場合、本ジムに故意又は重過失がある場合を除き、本ジムは当該損害について一切の責任を負いません。
- 2 万が一、 本ジムが損害賠償責任を負う場合、 その責任は損害を受けた者の3か月分の会費を上限とします。

第16条（会員の損害賠償責任）

- 1 会員が本ジムの諸施設利用中に、 会員の責に帰すべき事由により本ジム又は第三者に損害を与えたときは、当該会員が本ジム又は第三者に対し当該損害を賠償するものとします。
- 2 会員が法人会員の場合、登録法人は会員と連帯して責任を負うものとします。

第17条（会員資格喪失）

会員は、次の各号に該当する場合は、会員資格を喪失し、会員としてのすべての権利を喪失します。

- (1) 第18条に定める退会手続きが完了したとき
- (2) 第19条により本ジムを除名されたとき
- (3) 会員本人が死亡したとき
- (4) 第20条により、 利用できる施設のすべてが閉鎖されたとき

第18条(休会・退会)

- 1 会員が自己の都合により休会又は退会するときは、 休会又は退会希望日の前月10日までに、本ジムへ来館のうえ提出するものとします。 口頭での受付は行いません。 また、本人又は代理人の署名押印がないものは受理しません。
- 2 休会手数料は2,000円及び消費税とし、 休会手続時にお支払いいただきます。
- 3 体会期間は最長6か月とします。 休会中であっても本ジムの諸施設を利用することはできますが、その場合はビジター扱い（4,000円/回 税別）となります。
- 4 体会期間満了後は自動的に会員復帰となり、会費の請求が開始します。
- 5 会員の都合等により会費を3か月以上滞納した場合は、退会扱いとします。 ただし、滞納分については全額支払わなければなりません。
- 6 キャンペーン期間中の会費免除等は、6か月以上在籍することを前提とします。 6か月以内に退会した

場合は、免除は適用されず、入会期間すべての会費をお支払いいただきます。

第19条（除名処分）

1 本ジムは、会員が次の各号のいずれかに該当した場合、当該会員に対し警告を発し、又は本ジムから除名することができるものとします。

- (1) 第5条の入会資格を喪失したとき
- (2) 本ジムの会則及び諸規則に違反したとき
- (3) 諸費用等の支払いを連続して3か月怠ったとき
- (4) 法令に違反したとき
- (5) 入会に際して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (6) 本ジムの承諾を得ず報酬を得てレフリーやセミナー等を開催したとき
- (7) 度重なる反則行為により、本ジムの運営秩序を乱したとき
- (8) その他、会員が本ジム会員としてふさわしくないと本ジムが認める行為を行ったとき

2 本ジムは、除名された会員情報を、必要な範囲で本ジム以外の他協力関係にあるジムと共有できるものとします。

第20条（施設の一時閉鎖 一時休業）

1 本ジムは、次の各号に該当するときは、諸施設の全部又は一部を閉鎖し、又は休業することができるものとします。

- (1) 気象災害、その他外因的事由により、危険が会員に及ぶと判断したとき
- (2) 施設の増改築、修繕又は点検によりやむを得ないときより
- (3) 定期休業等による場合
- (4) その他法令等に基づき関係官庁から指導があった場合

2 休業又は閉鎖が予定されている場合は、原則として1か月前までに会員に対しその旨を告知します。その場合、休業又は閉鎖の原因、理由、期間を問わず、会費支払義務は存続します。

3 レッスン内容は、インストラクターの都合や退会などの予定により、予告なく変更されることがあります。

第21条（利用の禁止）

会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該会員の施設利用を禁止することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力等に該当することが判明した場合
- (2) 過去に本ジムから除名されていたことが判明した場合
- (3) 第14条各号に規定する禁止行為を行った場合
- (4) その他当該会員が正常なジム利用をできないと本ジムが判断した場合
- (5) 親権者の同意を得ずに入会した未成年者であると判明した場合

第22条（利用の制限）

会員が次の各号のいずれかに該当するときは、施設利用を制限することができるものとします。

- (1) 飲酒等により正常な施設利用ができないと本ジムが判断したとき
- (2) 感染性の疾患を有することが判明したとき
- (3) 医師から運動入浴等の禁止又は制限がされていることが判明したとき
- (4) 妊娠中の女性
- (5) その他当該会員が正常なジム利用をできないと本ジムが判断したとき

第23条（諸費用等及び運営システムの変更）

- 1 本ジムは、必要に応じて、諸費用等及びジム運営システムを変更することができます。
- 2 前項に定める変更を行うときは、本ジムは、当該変更が実施される日の1か月前までに、会員に告知します。
- 3 会員が第1項に定める変更に同意しない場合、変更が適用される日の前日で会員と本ジムとの間の契約は終了することとします。その場合、本会則に定める退会手続きに則って退会の手続きをするものとします。

第24条（告知方法）

本会則に規定する告知方法は施設内への掲示とします。ただし、これに代えて電子メール、郵便、電話、SNS等により告知することができるものとします。

第25条（大会への出場等）

- 1 会員が何らかの大会又は試合に出場する場合は、事前に本ジムの許可を得てください。無許可で出場して損害を被っても本ジムは一切の責任を負いません。
- 2 本ジムは、2023年1月現在シートボクシング協会加盟ジム、DEEP オフィシャル、各 BJJ 連盟認定道場であり、それら以外の競技又は団体の試合へ出場する場合は、十分なサポートを保証しません。

第26条（出稽古）

- 1 出稽古により本ジムを使用できるのは、本ジムの許可を得た者に限るものとします。
- 2 本ジムが許可しない者も本ジムの練習に参加することはできますが、通常のビジター料金をお支払いいただきます。
- 3 本ジムと協力関係にある道場に所属する一般会員は、ビジターとして（4000/回 税別）でジムの練習（レッスンを含む）に参加することができます。

第27条（プロ選手）

会員がプロ選手となる場合、本ジム代表者との間で選手契約を締結するものとし、詳細は当該契約によるものとします。

第28条（その他）

会員が報酬を得る目的でセミナーやレフリー等の活動を行う場合、必ず事前に本ジムの承諾を得なければならないものとします。

第29条（遺失物・忘れ物・放置物）

- 1 本ジムの利用にあたり発生した盗難・紛失については、各会員の自己責任とし、本ジムは責任を負いません。
- 2 忘れ物・放置物については、3週間保管した後に引き取りに来ない場合は、所有権を放棄したものとみなし、本ジムで処分することができるものとします。

第30条（会則の改定）

本ジムは、本会則及び本ジムが別に定める諸規則、注意事項、案内その他本ジムの管理運営に関する事項を改定することができるものとします。この場合、本ジムは、1か月前までに本会則第24条記載の方法により告知し、改定された本会則等の効力は改定日をもって全会員に及ぶものとします。

第31条（附則）

本会則は2025年12月29日より発行します。